

## ■診療情報提供委員会

当委員会はH17年4月施行の個人情報保護法にもとづき、請求のあった診療情報の開示を検討・決定する院内機関です。

開示請求は患者本人のみならず家族を含めた第三者からも行われます。個人情報保護法自体は生存している個人に対して適用されるものですが、すでに死亡された患者様の情報も含め、各法令を遵守しつつ提供を決定します。

2007年度は8件の提供事例がありましたが、今後も増加が見込まれます。現在までのところ目立ったトラブルは生じていませんが、マニュアル化されていないような事案もみられており、対応に苦慮するケースには各部署・委員会との合議が必要になる場合もあります。ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

文責 青山 真也